



# 1

## 随意契約理由書

- 1 案件名称 御堂筋のフルモール化に向けた調査検討業務
- 2 契約相手方 中央復建コンサルタンツ株式会社
- 3 随意契約理由

本業務は、御堂筋を人中心の道路に再編することを目的に調査検討を行うものであるが、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

本業務の主旨である、整備ステップ案およびフルモール化時の抜本的な対策案の検討にあたっては、フルモール化までの段階的な整備区間や断面構成、整備の時期などを想定し、都心部全体の交通影響や地区内交通、沿道アクセス、さらには歩行者を中心に自転車、パーソナルモビリティなどが安全に共存でき、憩いや賑わいも創出できる空間形成など、様々な視点からのアプローチが想定される。

よって本業務は、都市計画や交通、都市魅力の創出などの専門分野における総合的な判断を要する業務であり、それら専門分野に関する高度な技術力や知見が業務の成果に直結するものである。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、中央復建コンサルタンツ(株)が契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、中央復建コンサルタンツと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署 建設局企画部企画課道路空間再編担当 06-6615-6785

## 2

### 随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度建設局・大阪港湾局ATC庁舎自家発電設備点検業務委託

2 契約相手方

ヤンマーエネルギーシステム（株）

3 随意契約理由

本件点検業務委託は、ATCビルに設置している自家発電機の点検業務を実施し、機能維持を図るものです。

当該自家発電設備は、ヤンマーエネルギーシステム株式会社が独自に設計し、作製したものであり、点検により動作確認及び機能保証を行うには、機器独自の構造及び性能を熟知していることが必要となるため、同社以外では施行することが不可能です。

以上の理由により、本件業務委託を上記業者へ随意契約を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局総務部総務課（担当者：小川・米澤 Tel 6615-6418）